

## [美術館員随想]

## 一般人の美術館利用について

当館次長 成瀬不二雄

最近ではペットを飼うことがますますさかんで、犬や猫のような常識的な動物のほか、ライオンや虎のような猛獣、あるいはニシキヘビやワニのような気味の悪いものまで、個人の手で飼われているようです。人家に囲まれたところで、そのような動物を飼うことの是非は別としても、ペットの飼主はその動物の面倒を最後までみる責任があります。ところが、飼主の中にはペットが成長して個人の手には負えなくなると、引き取ってくれるように、動物園に持ち込む人がいるようです。

私は動物園について何の知識もありませんが、当然それは多くの人に覚えてもらいたい動物や学術研究上貴重な動物を、動物園自体の考えによって集めるもので、素人の飼主が不要になったものを引き取ってくれる施設ではないでしょう。このような動物園の話は、一般の住民による美術館利用が、どうあるべきかということについて、考える機会を与えてくれます。

美術館を訪れる人の第一の目的は、まずすぐれた美術品を鑑賞することでしょう。それに加えて、それらの美術品が順を追って系統的に展示されており、それぞれの美術品について適当な解説札が付けられているならば、鑑賞者は美術史についての知識を得ることができるでしょう。また、その美術館に一般に公開されている美術図書や写真資料室がある場合、一般観客はそれを利用することができますし、列品解説や公開講座を聴くことによって、美術品についての知識を豊富にすることができます。あるいは専門家であるか、特殊なことに特別な興味のある来館者の場合、事情が許すならば、前以って約束をとって、学芸員の手で陳列されていない美術

品を収蔵庫から出してもらい、それについて調査研究することも可能かもしれません。

なお、最近の美術館ではミュージアム・グッズを売るミュージアム・ショップが充実してきましたから、勉強のための図録や図書、あるいは楽しいアクセサリなどを入手することができます。あるいはおいしいレストランや落ち着いた喫茶室を持つ美術館がふえてきましたから、それらを憩いの場として利用するのも楽しいことです。

一般人による美術館利用というのは、まずこのような範囲に留まるべきであって、これ以上であってはならないと私は考えています。殊に、個人の利害に関することを美術館に要求してはならないのではないのでしょうか。ところが、美術館——特に日本や東洋の古美術を専門とする美術館には、よくこのような問合わせがあります。「私の家にはこれこれの美術品があるが、真偽がわからないので、鑑定してくれないだろうか」と。ところが、美術館には学芸員がいますが、広い分野の美術品についてまんべんなく深い知識を持っているわけではないので、個人の所有する美術品について軽々しく判断することはできません。また、自分の専門に近い美術品で、大体の真偽がわかる場合でも、他人の財産である美術品について真偽を言うことは厳につつむべきですし、そのような発言はしばしば不愉快な結果をもたらしがちです。

そこで、応待に出た館員が「美術品の鑑定はしていない」とお断りしますと、「それならば、他所で鑑定してくれるところを紹介してくれ」という言葉が必ずといってよいほど返ってきます。しかし、私どもは自分たちの困ることを他

の館や施設に押しつけるわけにはいきませんし、また美術品鑑定を仕事としている鑑定業者が良心的であるよりも、利潤追求を目的としていることをよく知っています。

「鑑定してくれ」という依頼に劣らず多いのは「自分の持っている美術品を買ってくれないか」という要望です。もちろん、多くの美術館は展示品や研究資料についての購入予算を持っています。しかし、先程の動物園の話ではないですが、それは美術館としての立場から、その美術館の運営に必要な展示や研究のための資料を購入する目的の予算であって、個人の手放したいものを買うための予算ではないのです。また、資料購入に際して、多くの美術館が個人をまず相手にせず、古美術商や画商などの専門業者を利用するのは、それらの専門業者の納入する商品の方が信頼できますし、真偽や価格についての不愉快な問題やトラブルが起ることが少ないからです。

「鑑定してくれ」とか「買ってくれ」とかいう要望について多いのは、「自分の持っている美術品の保管が十分にできないので、預ってくれないか」という希望です。幸か不幸か、大和文華館は私立美術館として、美術品の寄託制度がありませんので、特別展のための借用や購入の可否についての検討のほかに、他人の所有する美術品を預ることがありません。しかし、国立や公立の博物館や美術館の場合、大てい寄託制度がありますので、美術品を預ってくれという国民や市町村の要望が多くて、困ってしまう場合があるようです。

しかし、寄託制度というものは、元来美術館や博物館のためのものです。すなわち、歴史が浅く、展示や研究のための所蔵品が不足している施設が、社寺や個人蒐集家にもお願いして、館にとつて役に立つ資料を預らせていただくためのものです。従って、寄託はあくまでもその美術館や博物館の円滑な運営のための制度であって、外

部者が預って欲しい美術品を預るためのものではないのです。冷淡と思われるかもしれませんが、美術品の保管に困っている蒐集家の方は、美術館や博物館が積極的に希望しない場合は、自分がお金を出して銀行の貸金庫など、貴重品を預ってくれる施設をもっと利用すべきではないでしょうか。

今回の「美術館員随想」は鑑定、購入、売却など、財産や金銭に関係する余り楽しくない話題を取り上げました。私もできればこのような話はしたくないのです。しかし、私ども日本人の中には、公共施設の国民のため、あるいは市町村民のためという意味を、どうも個人の相談に乗り、その利益に奉仕するためと誤解している人がいるようです。

もう20年以上も前になりますが、ある県立博物館が展示場の片隅に机と椅子を置き、そこに学芸員が交代でつめていて、来館者の質問に答えるというコーナーを設けたことがあります。もちろん、それは展覧会や陳列品について、来館者の質問を聞き、可能ならばそれに答えることによって、一般大衆と美術館・博物館との融和・接近をはかろうとする試みでした。ところが、博物館側が期待した展覧会や陳列品についての質問や館についての希望などのほかに、先程お話ししました鑑定、売却、寄託などを希望する話が余りに多かったので、博物館側はやがてこのコーナーを撤去することにしたそうです。

もちろん、これは二十年以上も前の話です。現在では、失礼な申し条ですが美術館や博物館の来館者も大分成長しておられます。特に、私ども大和文華館の来館者や友の会の会員には、心から美術を楽しみ、自然に親しもうとする方が多いのです。しかし、国民全体として考えると、「美術館は皆のものである」ということを、個人的な利害を相手にしてくれる「よろず承り所」のように誤解しておられる方が、まだまだ多いわけではないのです。

季刊 美のたより No.116

平成 8 年 8 月 29 日

発行 大和文華館